地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

Ⅰ　健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率

④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

Ⅱ　財政の早期健全化

１　財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

２　財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政健全化計画を定めている地方公共団体（財政健全化団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

○また、これらについては、総務大臣・都道府県知事への報告、総務大臣・都道府県知事による公表が義務づけられている。

３　国等の勧告

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

Ⅲ　財政の再生

１　財政再生計画

○再生判断比率（Ⅰ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

２　財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状

況を議会に報告し、公表する。

○また、これらについては、総務大臣への報告、総務大臣による公表が義務づけられている。

３　地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

４　地方財政法第５条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第５条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

５　国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。

○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

Ⅳ　公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

○経営健全化計画の策定手続については、Ⅱ２及び３と同様である。

Ⅴ　その他

１　外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

２　施行期日等

○健全化判断比率の公表は平成19年度決算より、その他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算よりそれぞれ適用されている。